

株式移転に係る事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める書面)

2021年6月14日

株式会社富士テクノソリューションズ

2021年6月14日

株式移転に係る事前開示書面

神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
株式会社富士テクノソリューションズ
代表取締役会長 高井 男

当社は、2021年5月21日付で作成した株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生予定日として、当社を株式移転完全子会社、新たに設立する株式会社富士テクノホールディングス（以下、「富士テクノホールディングス」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行うことといたしました。

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式移転計画の内容（会社法第803条第1項）

株式移転計画書は、別添のとおりです。

2. 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第1号）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社（富士テクノホールディングス）を設立するものであり、富士テクノホールディングスの株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様だけに割り当てられることとなります。本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と富士テクノホールディングスの設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して富士テクノホールディングスの普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行いません。

この結果、富士テクノホールディングスが発行する株式数は、普通株式807,600株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式数が変化した場合には、富士テクノホールディングスが交付する上記株式数は変化いたします。なお、本株式移転の効力発生直前において当社が保有する自己株式がある場合には、その同数の富士テクノホールディングスの普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社が一時的に富士テクノホールディングスの普通株式を保有することとなる場合のその処分方法については、決定次第お知らせいたします。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

富士テクノホールディングスの資本金及び準備金の額については、法令及び会社計算規則並びにその他公正な会計基準に基づいて定めており、富士テクノホールディングスの目的、規模及び資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

3. 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条2号）

該当事項はありません。

4. 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第206条4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要

な影響を与える事象はありません。

以上

別添（株式移転計画書）

株式移転計画書（写）

株式会社富士テクノソリューションズ（以下「当会社」という。）は、単独株式移転の方法により当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当会社は、単独株式移転の方法により、新たに設立する新会社の成立の日（第6条に定義する。）において、当会社の発行済株式の全部を新会社に取得させる本株式移転を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1「株式会社富士テクノホールディングス 定款」の第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「株式会社富士テクノホールディングス」とし、英文では「FT Holdings Co., Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、神奈川県厚木市とする。
 - (4) 本店の所在場所
新会社の本店の所在場所は、神奈川県厚木市中町四丁目10番8号とする。
 - (5) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、323万400株とする。
2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社富士テクノホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - 取締役 高井 男
 - 取締役 岩澤 隆則
 - 取締役 上原 祐子
2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
 - 監査役 高橋 雅彦
3. 新会社の設立時代表取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - 代表取締役 高井 男
 - 代表取締役 岩澤 隆則

第4条（本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（新会社の資本金および準備金）

新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 81,865,500円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)および(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

当社は、2021年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 当会社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

2021年5月21日

当会社 神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
株式会社富士テクノソリューションズ
代表取締役会長 高井 男

(別紙1)

株式会社富士テクノホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社富士テクノホールディングスと称し、英文ではFT Holdings Co., Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。

- (1) 機械設計、製造機械装置の設計、製作、販売、保守点検
- (2) 金型の設計、製作、販売
- (3) 新規事業・技術・商品に関する研究開発業務
- (4) 情報処理サービス事業
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 就職斡旋業務ならびに就職情報の収集、提供に関する事業
- (7) コンピューター関連商品の販売
- (8) 音響、映像関連商品の設計、製作、販売、保守点検
- (9) 工業材料関連商品の販売
- (10) 事務用機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の卸小売の事業
- (11) 商品機能説明用模型の制作および販売
- (12) 人材の職業適性能力の開発のための教育事業
- (13) 上記各号に附帯する一切の事業

2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,230,400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行

使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および監査役に対して、これを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌

する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から2022年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役および設立時代代表取締役)

第41条 当社の設立時取締役、設立時監査役および設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	高井 男
同	岩澤 隆則
同	上原 祐子
設立時監査役	高橋 雅彦
設立時代代表取締役	神奈川県伊勢原市高森六丁目15番1号 高井 男
設立時代代表取締役	神奈川県平塚市四之宮一丁目9番2-6号 岩澤 隆則

(最初の取締役の報酬等)

第42条 第29条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の総額は、3,000万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

第43条 第34条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、300万円以内とする。

(附則の削除)

第44条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。